

## 第2回大阪府受動喫煙防止対策懇話会（議事概要）

1. 日 時：平成30年10月9日（火）13時～15時20分

2. 場 所：大阪府庁本館5階議会特別会議室（大）

3. 出席委員：

- 大阪大学大学院医学系研究科  
社会医学講座公衆衛生学教授 磯 博康 委員（座長）
- 大阪弁護士会 弁護士 白倉典武 委員
- 地方独立行政法人府立病院機構  
大阪国際がんセンター副院長 東山聖彦 委員
- 株式会社パナソニックグループ  
取締役副社長執行役員 山本絹子 委員
- 大阪商工会議所  
理事・総務広報部長 吉田 豊 委員

4. 議事：

(1) 関係者ヒアリング（飲食店・旅館・たばこ事業者関係者）

- ①大阪府飲食旅館生活衛生同業組合連合会
- ②一般社団法人大阪外食産業協会
- ③関西たばこ商業協同組合連合会

(2) 条例検討ポイントについての意見交換

- ①加熱式たばこについて
- ②加熱式たばこにかかる検討のポイント
- ③条例の対象範囲

(3) その他

- ①飲食店の実態把握について
- ②今後のスケジュール

5. 議事要旨

開会・出席委員紹介

(1) 関係者ヒアリング

①大阪府飲食旅館生活衛生同業組合連合会（飲食旅館関係団体）

- ・大阪府飲食旅館生活衛生同業組合連合会 会長  
兼大阪府中華料理業生活衛生同業組合 理事長 小林芳春 様
- ・大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 岡本 厚 様

【意見要旨】

別添「意見陳述書」、「説明資料」に従い、意見表明

＜基調意見＞

改正法は厳しいが、連合会としては受動喫煙防止対策に全力で取り組みたい。

ただし府独自の法を上回る規制には反対。

まずは、官民一体となって改正法の普及を最優先すべき。

府条例の検討は、法施行後の成果や課題を見極め議論することが合理的。

＜意見概要＞

- 事業者の経営判断を尊重すべき
- 国法と条例による規制の二重構造となることに疑問
- 規制対象とする飲食店の範囲は、法改正した経過と厚労省判断を尊重すべき
- 法改正による経営へのマイナス影響があるという調査がある以上、取り返しの

つかない軽々しい判断はしないしてほしい。

- 法で義務付けられる店頭への喫煙可または不可、未成年の立ち入り注意の表示（ステッカー貼付）の徹底は行政の責務であり、望まない受動喫煙を回避できる有効な手段
- 仮に上乘せ条例ができたとしても、府が、適切に管理監督できるとは思えない。公平公正さに欠けることになる。自ら管理できることを前提に施策化すべき
- 経過措置とされている加熱式たばこの取り扱いは、現在喫煙室を設置している飲食店の投資が無駄にならないよう、法どおりの運用でお願いしたい。
- 訪日外国人の喫煙率は高い。喫煙できる店を幅広く整備することが顧客サービスの向上にもつながる。外国では路上喫煙ができる。屋外の公衆喫煙所整備が行政課題と考える。
- 喫煙所設置など新たな設備投資が必要となる場合には、十分な経済的支援がセット。たばこ税は、喫煙環境整備の施策へ還元すべき

### 【委員質疑】

(吉田委員)

最近の受動喫煙防止への流れの中で、お客様側の意識の変化は感じるか。

(団体)

過去と比べ、お客様のうち、喫煙者と非喫煙者の割合は入れ替わっており、店側もそれに合わせ、喫煙席と禁煙席の割合を変更している。無理な規制がなくとも、自然の流れの中で、喫煙者は減少していくため、受動喫煙対策は店側の経営判断に委ね、行政はそのサポートに徹するべき。

(山本委員)

望まない受動喫煙を防ぐため、店側も最大限配慮する必要があると考えているが、助成金等の支援があれば、小規模店舗でも配慮していく意向があると理解してよいか。

(団体)

既存店では、建物の構造上、たばこの煙を排気する新たなダクトを設置できないなど、配慮をしようとしてもできない店も多くある。対策が行える店については適切な支援があれば、対策の実施を前向きに検討する意向はある。

(東山委員)

受動喫煙の健康被害や嫌悪感が取りざたされる中、受動喫煙防止対策については前向きに検討していかざるを得ない。その中で、アンケートが多数の意見を反映できているのかというサンプリング根拠については、確認していくべき。

また、たばこ税の中から環境整備の助成を行うべきとの意見については、同感。

受動喫煙防止の目的を達成するためには、助成を効果的に活用するための方策を検討する必要がある。

(白倉委員)

大阪府の業界団体として全国に先駆けて受動喫煙対策を行っていくという考えはないか。

外国人は店内であっても路上であってもそんなに喫煙をしたいと考えていると感じるか。

(団体)

改正法の規制範囲で十分受動喫煙対策は実行できる。府が上乘せして規制すべきではないと考える。また、大阪は小規模な飲食店が多く、店内に喫煙スペースは設けにくいという環境もある。我々大阪（に住んでいる人間）は、規制が少ない自由

なまちという考え方が昔から根強く、(規制を強化することは気風に) 合わない。

外国人は禁煙をしている人が多く、においにも敏感。たばこの消臭対応等にコストもかけている。

(事務局)

アンケートについては、資料2のとおり実施している。回収率によって、サンプリング数が変わってくる。回収率や回答内容等の結果について、今後の懇話会やヒアリング団体への情報提供をさせていただく。

今回のヒアリング内容に追加するものがあれば、文書にて回答いただく機会を設けるため、その際(各団体には)ご協力をお願いしたい。

## ②一般社団法人外食産業協会(外食産業関係団体)

- ・一般社団法人外食産業協会 会長 荻原 奨 様
- ・一般社団法人外食産業協会 専務理事 吉田勝彦 様

### 【意見要旨】

大阪府飲食旅館生活衛生同業組合連合会と意見を同じくする部分が多いため、被る部分については割愛するが、小規模店舗への配慮については重ねてお願いしたい。

#### ○法改正による影響・効果

飲食のみをメインとする店舗や大手の店舗については禁煙にすると、家族客が増えるというプラス効果がある店舗もある。

一方で、小規模な店舗をはじめとして売り上げにマイナスの影響がある店舗もあると考えられ、トータルの影響はわからない。

#### ○喫煙スペースの確保を

商業施設内での公共の喫煙スペースがまだまだ少なく、府の指導により商業施設への喫煙スペース設置の義務化を進めるべき。

#### ○加熱式たばこの扱い

加熱式たばこについては、受動喫煙への影響が不明なため、紙巻きたばこと同様に原則屋内禁煙としながらも、国の改正法律案のとおり経過措置の採用が望ましい。

### 【委員質疑】

(吉田委員)

受動喫煙防止の規制が強化されると、人手不足の中、雇用の面での影響も考えられるがお考えは如何か

(団体)

従業員でも受動喫煙の影響について教えられている者は禁煙の店を望む傾向にあり、喫煙者は自身の喫煙がクレームにつながることもあるので、喫煙可能な店を望む傾向にある。

影響は両面あり、結果として雇用への影響はさほどないと考えている。

(山本委員)

公共の中での喫煙スペースを設けるべきとの意見があったが、具体的な場所のイメージはどのようなものか。

(団体)

地下街やショッピングセンターでたばこが吸える場所が近くにあればよいのではないか。

例えば、近くに商店街があれば空き店舗を府が借り上げる等。東京では目につくところに公共の喫煙所があるが、府では少ないと感じる。

(山本委員)

小規模な店舗についても規制を行う場合には近くに公共の喫煙の設置が必要と考えるか。

(団体)

そう考える。

(東山委員)

医学的観点からもたばこによる健康被害は認められており、たばこのにおいの不快感と合わせ、禁煙の推進、受動喫煙防止は世のニーズ。

国の規制はナショナルミニマムであり、医療者の立場からは受動喫煙の防止に向け、府がさらに上乗せして規制することは必要。

一方、規制により経営等への影響がある者もいることから、必要な設備投資についての支援も行っていくべきと考える。

(白倉委員)

規制により、すべての飲食店が禁煙となった場合であっても、個々の店舗の経営に影響はあると考えるか。

(団体)

影響はある。廃業に追い込まれる店も出てくると懸念している。

団体内の意見交換の中でも、たばこが吸えなくなったら廃業せざるを得ないとの意見は喫茶店やバー・スナックを中心にある。

### ③関西たばこ商業協同組合連合会（たばこ販売業者関係団体）

- ・ 関西たばこ商業協同組合連合会 専務理事 豊島敏夫 様
- ・ 大阪南部たばこ商業協同組合連合会 理事長 清見義郎 様
- ・ 大阪北摂たばこ商業協同組合連合会 理事長 根来勝利 様

### 【意見要旨】

別添「意見」に従い、意見を表明

#### <基調意見>

たばこ事業者として、国・地域の財政の一端を担ってきた誇りと自負がある。

昨今の喫煙規制や合法的なたばこを必要以上に悪とする世論形成は甚だ遺憾。

一方、望まない受動喫煙を防止する施策に何ら異を唱えるつもりはない。

改正法による取り組みで、十分望まない受動喫煙は回避できる。

喫煙者マナーも向上しており、喫煙者への配慮も必要。

府が検討しようとしている法以上の規制は、たばこに対する心象悪化を助長する。

まずは法の施行・周知を徹底するべきであり、団体としては反対。

2月に条例提案ありきではなく、もっと十分な時間をかけ、慎重に議論すべき。

国を上回る規制を行うのであれば、国を上回る十分な経済的支援が必要。

#### <意見概要>

○加熱式たばこの取り扱いについて

紙巻きたばこの販売数量が減少する中で規制対象とすることには反対  
法に準じた取扱いとしてほしい

○屋外喫煙場所の設置について

建物内禁煙とした場合には路上喫煙の増加が懸念される。

受動喫煙防止のために必要な措置がとられた喫煙所設置をお願いしたい。

路上喫煙防止条例が制定されている状況では、喫煙場所を確保し、喫煙者がルールを守れるような環境整備が必要。

○規制の対象となる飲食店について

喫煙可とするか不可とするかは、顧客のニーズに合わせた経営者判断に委ねるべき。

東京都の従業員有無で判断する独自規制は、雇用機会の減少や経営者の過重労働が想定される。独自の規制は、慎重に議論するべき。

**【委員質疑】**

(吉田委員)

受動喫煙防止に係り、法を上回る規制を行う条例を制定した東京都のたばこ販売事業者の反応は如何

(団体)

都条例は厳しい規制内容であり、たばこ販売事業者の営業が立ち行かなくなるとして、条例に反対する署名活動を行い、小池知事に届けた。

東京は厳しい規制であったが、駅に公共の喫煙場所がある。喫煙者への一定の配慮があり、府も参考にすべきである。

(山本委員)

健康への影響や、受動喫煙への配慮から、喫煙者自体が減少し、時代の流れからいづれなくなっていくものと受け止めているとのことだが、どれくらいの期間でそうなると感じているか

(団体)

昨年のデータで喫煙率は17%台であり、3年後には13%台になるとされている。

たばこが悪いものであるなら、やめた方がいいと思うが、室町時代から続いてきた嗜好品であるたばこをそんなに急にはやめられないと思う。

(東山委員)

たばこ事業者はたばこで生計を立てている方であり、規制により生活が成り立たなくなるならば、それに対する支援や補助は必要であることは理解。

健康への配慮と事業者への配慮が両立できる形を検討する必要がある。

加熱式たばこについては、中立的な論文で健康への影響があるとの報告がある。

(団体)

できるだけたばこの健康被害がない世界が来ることは望んでいるが、たばこで生計を立てている方の生活が成り立たなくなることは避けなければならない。

健康増進の立場も理解するが、一定歩み寄って激変緩和のための措置を行うべきと考える。

加熱式たばこが完全に害がないとは思っていないが、健康への影響が低減している部分について配慮し、紙巻きたばこと同様の一律的な規制を行う必要はないのではとの趣旨。

(白倉委員)

規制により、売上げへの影響は生じると考えるか

健康の話と経営の話が一緒になってしまっているが、これらは本来切り分けて議論されるべきもの。

(団体)

健康と経営の話を持ち分けるというが、大阪府の上乗せ条例により、たばこ屋が廃業に追い込まれたらどれだけの助成金が出るのか。相応の助成があって初めてできる話。

しかし、今までたばこ税を活用した環境整備もされていない状況から、その保証もない。そのため、切り分けての議論ができる状況ではない。

(団体)

財政議論が先行してしまった印象もあるが、それが主目的ではなく、たばこを吸う人、吸わない人が共存できる社会を構築するため、分煙を行うための表示の普及等の取組みを行うことが必要であると考えている。

## (2) 条例検討ポイントについての意見交換

### ①加熱式たばこについて

#### 【事務局】

資料 1-1 に従い説明。

(資料 1-1 P1 から P5)

- ・厚生労働省資料を基に説明。加熱式たばこはたばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで煙を発生させるもの。
- ・WHO の見解は、加熱式たばこの受動喫煙のリスクについて、科学的根拠は十分でなく、更なる研究が必要であるとしている。
- ・各国における加熱式たばこの規制は、研究段階であるため規制対象としていない国もあり、たばこ製品に該当するため規制対象としている国もある状況。
- ・これまでに得られた科学的知見より、現時点での評価として、販売されて間もないこともあり、受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難であるため、今後も研究や調査を継続していくことが必要であるとされている。

(資料 1-1 P6)

- ・健康増進法の規制の状況としては、加熱式たばこについて、当分の間の措置として、経過措置が設けられており、原則屋内禁煙の多数の者が利用する施設でも、加熱式たばこ専用の喫煙室を設けることができ、この喫煙室内での飲食等が可能となっている。

(資料 1-1 P7)

- ・他府県の状況として、東京都では、健康増進法の規制と同様に、指定たばこ専用喫煙室で加熱式たばこを吸うことができ、その室内で飲食等を行うことができるとしている。

### ②加熱式たばこにかかる検討のポイント

(資料 1-2 P9)

- ・現時点の国の見解は、「加熱式たばこの主流煙に健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難」というもの。
- ・厚生労働省では、健康被害の有無が明らかになるまでは、加熱式たばこの扱いは、経過措置が適用される。
- ・経過措置の内容は、当分の間、飲食店内に喫煙室を設ければ、その中で加熱式たばこを喫煙しながら「飲食可能」というもの。
- ・紙巻きたばことの違いは喫煙室の中で「飲食できるか」「飲食できないか」という点。
- ・ただし、「当分の間」とされている経過措置の期間は、明らかになっておらず、「健康影響の予測が困難」という状況を踏まえ、府が先行して規制すべきか、研究・調査の結果を待つべきかという課題がある。
- ・下段の「論点」として、先行して府独自の規制を行う場合、将来、「健康被害がある」という研究結果が出ても、府民の将来の健康影響を完全に防ぐことができる。という点。

一方で、将来、「無視できるほど健康影響が小さい」という研究結果が出た場合、規制解除（条例改正など）が必要となり、規制されている間、府の条例で、健康影響が小さいものについて、「健康影響がある可能性」という理由で規制していたことになるという点

(資料 1-2 P10)

- ・加熱式たばこの扱いを府独自に規制することによる影響の検討ですが、経過措置（当分の間の措置）については、飲食店だけでなく、学校等以外の多数の者が利用する施設、旅客運送業船舶、鉄道（資料 1-1P.6 の厚労省資料「B」の施設等）も対象。
- ・このため、府独自に規制を行う場合には、飲食店以外の船舶や鉄道、その他の施設に対する影響も考慮しておく必要がある。
- ・その論点として圏域内のみの規制による実効性と記載していますが、これは船舶や鉄道の交通機関のほとんどは、府域を超えた運行であり、府条例では実効性確保の面で難しいという点があります。
- ・例示のように、例えば「加熱式たばこの扱いを喫煙室内で飲食不可」にした場合、大阪港を出港した九州行の旅客船で、府域では「加熱式たばこ専用の喫煙室」で喫煙しながら飲食することは「不可」だが、兵庫県域に入った瞬間に「可」となるということが発生するという点です。
- ・また、遊技施設等の経営への影響として、パチンコ店やマージャン店など、いわゆるゲームとたばこが通常セットになっているような遊技施設における経営への影響なども考えられます。
- ・これらの観点から、「加熱式たばこの扱い」を、法に準拠した扱いとするのか、府独自に規制していくのかについて、ご意見を伺いたい。

#### 【委員意見要旨】（加熱式たばこについて）

（白倉委員）

加熱式たばこの種類によって、健康への影響の違いはあるか

（事務局）

資料 P4 で明示されているように、加熱式たばこの種類によって主流煙の成分の違いはあり、同じような状況ではない。

- ・受動喫煙における健康への影響については、研究が十分になされていないと聞いている

（東山委員）

- ・加熱式たばこによる受動喫煙の健康への影響は論文の議論もバラバラである。紙巻きたばこに比べ、影響の程度が軽いことは事実であるようだが、時間をかけて蓄積されたデータはなく、現時点では未知。

（山本委員）

- ・嗜好品としてのたばこへの意見は様々あるので、加熱式たばこに対する業界ごとの意見を聞くべきではないか。その上で、きっちりわけられるなら、徹底した分煙を行うということも含め、検討したい。また、加熱式たばこについての専門家の意見も伺いたい。

（吉田委員）

- ・加熱式たばこの受動喫煙にかかる影響について、国を上回る独自規制を行う根拠となる医学的データ等がないのであれば、規制を行うべきではないと考える。

（東山委員）

- ・加熱式たばこ一本当たりの影響度は少ないが、ニコチン濃度が少ないので1人あたりの本数が増える傾向にあり、一定の影響はあるのではないかと考える。そのため、しばらくは紙巻きたばこと同じ扱いで良いのではないかと考える。

（白倉委員）

- ・予防原則では健康への影響が少ないとはいえ、影響に明確な差があるといえる状

況にない以上、同じように規制するという考え方はあるのではないか。

(吉田委員)

- ・改正法でも規制対象にはなっている。今の議論は府独自に上乘せ規制するかという議論であり、議論がすれ違っているように感じるが。

(白倉委員)

- ・議論すべきは紙巻きたばこと同じ扱いにすべきかということであり、考え方としては同じにすべきとの考え方もある。

(東山委員)

- ・加熱式たばこの府独自規制により、船舶では、県境海域において、移動中に加熱式たばこを吸える・吸えないが変わってきてしまう。このように、法と条例の違いにより、県境において規制が困難であるような条例の例はあるか。

(事務局)

- ・通常想定されないケースではあるが、事例について調査しておく。

(白倉委員)

- ・加熱式たばこが吸えて、飲食可能な喫煙室はどのようなものかの例示を頂きたい。

(事務局)

- ・例示について、確認し、ご提示する。

(磯座長)

- ・加熱式たばこについては、受動喫煙における健康影響について、議論が始まったばかりであり、エビデンスが確立していない。上乘せ規制をするかについては様々な意見がある。もう少し議論を深める必要がある。
- ・事務局としては、船舶や鉄道も規制対象にすることを想定しているものか。

(事務局)

- ・資料 P6 にあるように、当面の間の措置ということで、経過措置が設けられており、この部分について、紙巻きたばこと同様に扱うとするような上乘せ規制を行うかについて検討していきたい。

(磯座長)

- ・この部分については引き続き議論していくとしてよいか。

(事務局)

- ・今後、たばこ製造業者の方からの意見聴取も予定しており、その意見等も踏まえ、引き続きご議論頂きたい。

(磯座長)

- ・委員意見について、事務局で対応の上、座長に報告いただきたい。

### ③条例の対象範囲

資料 1-3 に従い説明。

(資料 1-3 P11)

- ・健康増進法上の受動喫煙防止対策を行う権限を整理したもの。
- ・法では、都道府県知事と保健所設置市長（特別区にあっては区長）に対し①～③の権限を付与している。

(資料 1-3 P12)

- ・色塗りの部分が府保健所の管轄市町村、白い部分が政令市、中核市の区域を示めず。

平成 31 年に中核市移行を予定している寝屋川市と吹田市については斜線の部分。

- ・右欄の表は府内の保健所の管轄市町村と区域ごとの飲食店の数であり、政令市と予定市を含む中核市は約82%の飲食店、府保健所の管轄区域ではわずか18%となっている。

- ・この表では府条例の対象範囲を府内保健所区域のみとした場合には全体の約20%ほどの飲食店のみを規制することになり、府内一律基準とする公平性が保てない恐れがある旨を示している。

(資料1-3 P13)

- ・条例の対象範囲の検討におけるポイントとしまして、下段の表にあるように受動喫煙防止条例を府域全体とする場合には各市長判断で同類の条例ができてしまうことになる。

- ・府内全域で規制する手法は、政令中核市の健康部局で構成する「大阪府保健所設置市連絡調整会議」で、具体的な検討を進めていくこととしている。

- ・各市町村においては、環境美化の観点などからさらに独自の上乗せ規制（例：路上喫煙防止等）を行う場合もある。その際、今後検討する府条例との整合性も保ちながら策定する必要がある。

#### 【委員意見要旨】(条例の対象範囲)

(白倉委員)

- ・政令中核市を除くと大部分の飲食店等が規制対象範囲外になり、何のために規制しているかわからない状況になるため、府としては全体に規制をする方向でよいのではないか。

(吉田委員)

- ・実効性をあげるためにも、府全体を対象とすべき。

### (3) その他

#### 【事務局】

(資料2)

- ・飲食店の実態把握について、対象飲食店数は、自販機、露店、自動車営業、コンビニ等を除き、97,843店。ここから10,000店を無作為抽出し、9月28日～10月1日にかけて、発送済み。アンケート内容につきましては、別添資料のとおり。

- ・10月中をめどに集計し、11月14日の第4回の懇話会にて結果を示す予定。

(資料3)

- ・今後のスケジュールについて。